

アメリカザリガニは生態系に大きな被害をもたらしています！

【外来生物とは？】

- ・人為的に外国あるいは国内の他地域から持ち込まれた生物を指します。
- ・外来生物は生態系に大きな影響を与えます。
- ・法律によって厳しく取り扱われている外来生物もあります。

○日本の野外に生息する外来生物の数はわかっていただけでも約2,000種に及びます。	定外来生物」と定義し、現在までに96種が指定されています。
○外来生物は、微妙なバランスで成り立っている生態系に侵入することから、そこに生息する生物にさまざまな影響を及ぼします。	○特定外来生物に指定された生物は、飼養・栽培・保管・運搬・輸入・譲渡・引渡・野外へ放つことなどが禁止され、すでに生息しているところでは、被害の状況によって、捕獲する等の防除対策が行われます。現在、国や地方自治体、NPO等により、各地で駆除活動が行われています。
○生物多様性国家戦略においては、生物多様性の第3の危機をもたらす原因として取り上げられており、平成16年には、特定外来生物による生態系等に係わる被害の防止に関する法律（いわゆる外来生物法）が制定されました。	○生態系への被害が懸念されるものの、法律で規制するに至っていない外来生物もあります。環境省は、このような外来生物のうち、その性質から4つのカテゴリからなる「要注意外来生物」を指定しており、現在148種が選定されています。
○外来生物法では、海外起源の外来生物のうち、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものを「特	

【アメリカザリガニは外来生物】

- ・アメリカザリガニは北アメリカから日本に持ち込まれたものです。
- ・日本全国に分布を拡げており、「要注意外来生物」に指定されています。
- ・千葉県にいるザリガニは全てアメリカザリガニです。

○アメリカザリガニは、北アメリカ南部原産のザリガニです。日本には、1927年に神奈川県鎌倉市にウシガエルのエサとして持ち込まれて以降、数回の人為的移入があったとされています。	ていないものの、「要注意外来生物」の4つのカテゴリの一つ、「被害に係わる一定の知見があり、引き続き（特定外来生物への）指定の適否について検討する外来生物」に指定されています。
○その後、ペットや食用に飼育されたものが逃げたりするなどして分布が拡大し、現在では、本州から沖縄および北海道の一部の、湖沼や河川の流れの弱いところ、水田、水路、貯水池などに生息しています。	○アメリカザリガニの成体は暗赤色で、「まっかちん」などと呼ばれますが、稚ザリガニは薄茶褐色で、在来のニホンザリガニと誤認されることが少なくありません。ニホンザリガニはもともと関東平野には分布しておらず、県内で見られるザリガニは全て外来種であるアメリカザリガニです。
○アメリカザリガニは特定外来生物には指定され	

【アメリカザリガニが生態系に及ぼす影響】

- ・絶滅危惧種の在来の水生昆虫や水草を食べてしまうなど、生態系に及ぼす影響は甚大です。
- ・稲の苗を食害したり、水田の畦などを壊すなどの農業被害をもたらします。

○アメリカザリガニは、雑食性であり、水生昆虫などの小動物や水草を摂食するために、世界各地で、生態系への影響を与えていることが報告されています。	十分に注意が必要である」と注意喚起しています。
○日本においても、生物多様性の保護上重要な水生昆虫や水草群落への影響が懸念されています。	○日本生態学会は、外来種の中でも生態系や人間活動への影響が特に大きい「日本の侵略的外来種ワースト100」に選定し、「野外から排除すべき種」という認識を強化・普及すべきである」との見解を示しています。
○稲苗の食害や水田の畔を崩壊させるなどの農業被害も深刻です。	○(財)自然環境研究センターは、「希少な水草や水生昆虫が多く見られる水域や、絶滅危惧種のニホンザリガニの生息域などへは持ち込むべきではない」と警告しています。
○環境省では、アメリカザリガニについて「個体の移動や分散につながるような利用をやめるよう	

【アメリカザリガニの取り扱い上の注意】

- ・教材としてアメリカザリガニをできる限り使用しない。
- ・やむを得ず使用する場合にもアメリカザリガニが外来種であることや、それによって引き起こされる問題について説明する。
- ・飼育している個体は死ぬまで責任を持って飼い、野外に放流しない。

アメリカザリガニは、あまりに分布が拡大してしまっていることに加え、水質汚濁への耐性があり、冬期に巣穴で冬眠するなどの特徴も持つことから、現時点で完全駆除を目指すのは難しいかもしれません。しかし、これ以上被害を拡大させないためにも、アメリカザリガニについての問題を正しく認識し、分布域がこれ以上広がらないように注意する必要があります。

【参考文献等】

書 籍

- 川井唯史（2007）「ザリガニの博物誌：里川学入門」東海大学出版会，166pp.
（財）自然環境研究センター編著（2008）「日本の外来生物」平凡社，480pp.
日本生態学会編（2002）「外来種ハンドブック」地人書館，390pp.

ホームページ

環境省の外来生物法に関するページ

<http://www.env.go.jp/nature/intro/>

千葉県生物多様性センターのザリガニについてのページ

<http://www.bdcchiba.jp/endangered/index.html>

石川県の外来生物問題のページのアメリカザリガニの項

<http://www.pref.ishikawa.jp/sizen/gairaishu/amerikazarigani.html>

福井県の外来生物問題のページ

<http://www.pref.fukui.jp/doc/014925/gairaiseibutu/gairaitop.html>

【お問い合わせ先】

千葉県環境生活部自然保護課

生物多様性センター

担当 熊谷・柳

〒260-0852 千葉市中央区青葉町 955-2

TEL 043-265-3601 FAX 043-265-3615

bdc@mz.pref.chiba.lg.jp